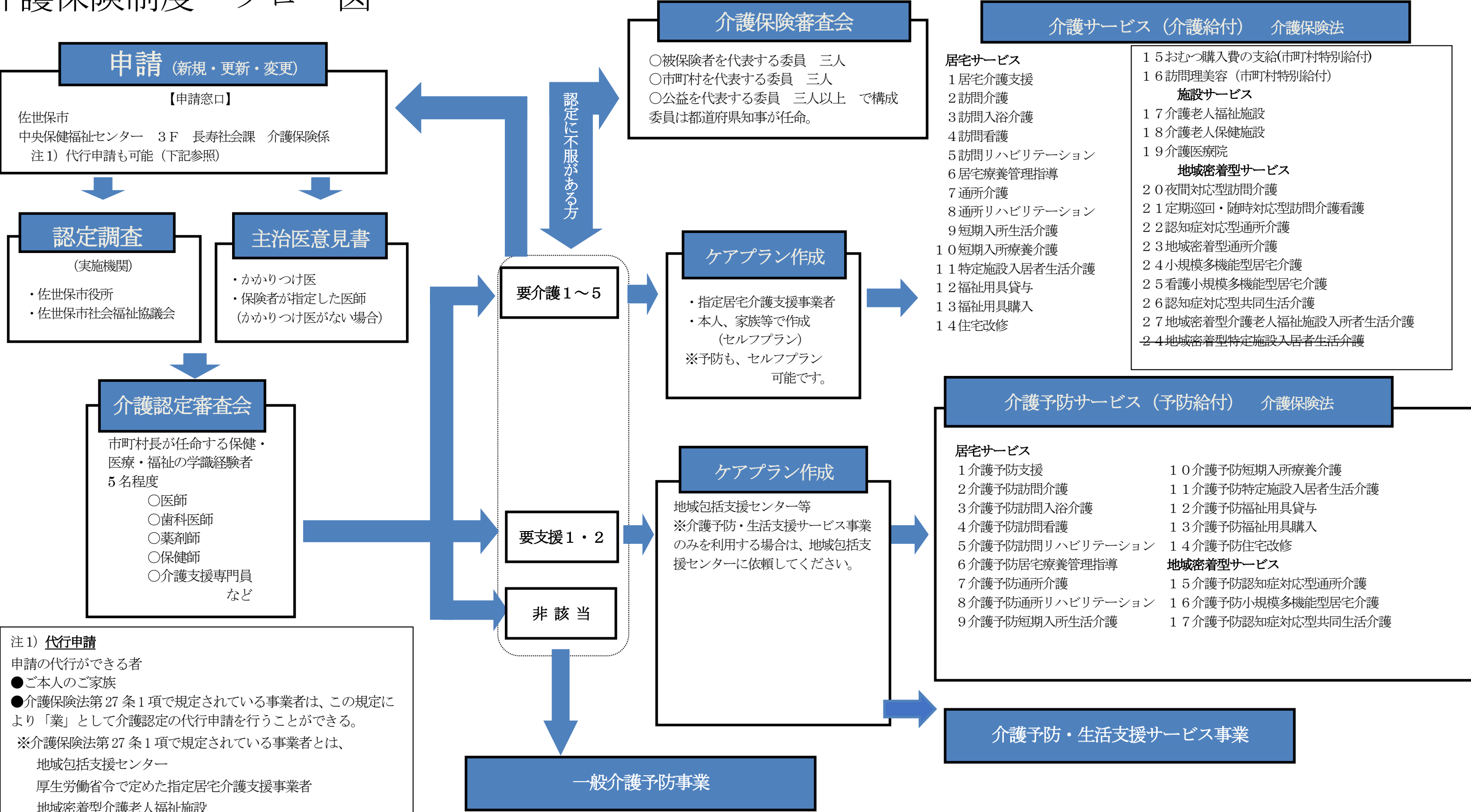


介護保険制度 フロー図



注1) **代行申請**
申請の代行ができる者
●ご本人のご家族
●介護保険法第27条1項で規定されている事業者は、この規定により「業」として介護認定の代行申請を行うことができる。
※介護保険法第27条1項で規定されている事業者とは、
地域包括支援センター
厚生労働省令で定めた指定居宅介護支援事業者
地域密着型介護老人福祉施設
介護保険施設 ほか
●その他、社会保険労務士・成年後見人・生活支援員・民生委員 など。

※サービスに関する相談・苦情 については
第三者委員会 で申し立てることができる。
第三者委員会でも解決できない場合は、**県社協の運営適正化委員会** に申し立てることも可能。

「**長崎県国保連合会 介護サービス苦情相談窓口**」もある。